

議案第170号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	市長	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	市長	児童の福祉の向上を図ることを目的とする児童に係る医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成28年 5 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人番号の利用等に関する条例（抄）

別表第1（第3条関係）

執行機関	事 務
市 長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第1 省 略